

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月31日

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松橋 正明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03(3211)3041

【事務連絡者氏名】 執行役員企画部長 清水 健

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03(3211)3041

【事務連絡者氏名】 執行役員企画部長 清水 健

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

| | |
|---|----------------|
| その他の者に対する割当 | 3,835,200円 |
| 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | 1,228,798,080円 |

(注) 1 . 本募集は2023年9月8日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。

(注) 2 . 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年9月8日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が2023年10月31日に確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権（有償ストック・オプション）の内容等

2 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 171,100個(新株予約権1個につき100株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。 |
| 発行価額の総額 | 17,110,000円 |
| | <省略> |

<省略>

(注) 4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、ストック・オプションの付与の目的をもって、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員（これらに勤務する出向者を含む。）に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|----------------------------|--------|----------|
| 当社取締役・監査役 | 12名 | 1,200個 |
| 当社従業員（当社に勤務する出向者を含む） | 600名 | 60,000個 |
| 当社子会社取締役・監査役 | 24名 | 2,400個 |
| 当社子会社従業員（当社子会社に勤務する出向者を含む） | 1,075名 | 107,500個 |
| 合計 | 1,711名 | 171,100個 |

(訂正後)

| | |
|---------|-------------------------|
| 発行数 | 38,352個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 3,835,200円 |
| | <省略> |

<省略>

(注) 4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、ストック・オプションの付与の目的をもって、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員（これらに勤務する出向者を含む。）に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|----------------------------|------|----------|
| 当社取締役・監査役 | 7名 | 700個 |
| 当社従業員（当社に勤務する出向者を含む） | 253名 | 23,343個 |
| 当社子会社取締役・監査役 | 9名 | 850個 |
| 当社子会社従業員（当社子会社に勤務する出向者を含む） | 149名 | 13,459個 |
| 合計 | 418名 | 38,352個 |

(2) 【新株予約権(有償ストック・オプション)の内容等】

(訂正前)

| | |
|---------------------------------|--|
| | < 省略 > |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 17,110,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金319.4円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 5,482,044,000円 (注) ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 |
| | < 省略 > |

< 省略 >

(訂正後)

| | |
|---------------------------------|--|
| | < 省略 > |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,835,200株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金319.4円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 1,228,798,080円 (注) ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 |
| | < 省略 > |

< 省略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 5,482,044,000 | 3,120,000 | 5,478,924,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(17,110,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(5,464,934,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,228,798,080 | 3,120,000 | 1,225,678,080 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,835,200円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,224,962,880円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。